

## 保税蔵置場の許可について

標記のことについて、関税法第42条第3項の規定により、下記のとおり公告します。

### 記

1. 被許可者の住所及び名称

東京都板橋区板橋一丁目48番12号GCTビル3F

株式会社裕宝商事（法人番号：9013301028147）

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署）

株式会社裕宝商事 八街第一 保税蔵置場

千葉県八街市八街字立合松北 は102番地267

（千葉税関支署管轄）

3. 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

1棟 213平方メートル

4. 蔵置する貨物の種類

輸入一般貨物

5. 許可の期間

自 令和 6年 5月 1日

至 令和 7年 4月30日

令和6年4月18日

横浜税関長 松岡 裕之